

規制・制度改革検討シート（案）

【地域活性化 1】

事項名	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省設置法第4条等
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。九州・山口の近代化産業遺産群をはじめとする稼働中の産業遺産に関して、港湾法等により産業遺産としての価値を将来に渡って保護する仕組みや文化財保護法以外での世界遺産登録について、検討すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>（文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産条約は、世界遺産の価値を将来にわたって万全な対策により保護するための制度であり、締約国は、自国の文化遺産及び自然遺産を保護、保存し、将来へ伝えることが第一義的な義務とされている。 文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資すること」をその目的としており（第1条）、世界遺産条約と基本的にその趣旨を同じくするものである。このため、我が国では、これまで推薦を行う文化遺産について、原則として文化財保護法において指定・選定されているものに限られている。これは、文化財の保存と活用等を目的とした文化財保護法によって資産を適切に保護することができるためである。 文化財保護法は、貴重な国民の財産である文化財を保護するため、指定・選定から保存活用に至るまで、一貫して万全な対策を講じている。これは、世界遺産条約で求められている遺産の

		<p>保護・保存という要請に応えるものであり、我が国において人類共通の遺産である世界遺産の確実な保護措置として、文化財保護法による担保が最も適している。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 以上のことから、文化財保護法はこれまでの審査においても国際的にきわめて高い評価を得ている。・ 近年、ユネスコの世界遺産委員会においては、近隣の開発計画の有無など、登録時のみならず登録後においても保全状況についてチェックが厳しくなっており、資産の保護措置が非常に重要な課題となっている。・ これは昨年、ドイツのエルベ渓谷が、新しい橋の建設計画の継続により、世界遺産の登録を抹消されたという例や本年の新規登録案件中や危機遺産リストにおける審議において周辺の開発計画により世界遺産としての価値が損なわれる危険性についてきわめて重視されていることから明らかである。・ 稼働中の資産の価値を将来にわたって保護する仕組みについては、このような世界遺産に係る近年の動向等も踏まえて、個々の資産に係る世界遺産の登録申請に向けた取組の中で、文化財保護法による指定・選定以外の方法も含めて、検討が行われるものとする。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 九州・山口の近代化遺産において文化財保護法に基づく価値保全は日々の経済活動の妨げになるだけでなく、産業遺産の価値を壊す場合もあるとの指摘がある。例えば、三池港の場合は工業港として稼働することが一番の価値保全であり、文化財保護法は稼働中の工業港としての価値保全になじまないとされている。・ 他国に目をやると、世界遺産の保全で稼働施設の多くは文化財保護法以外で保全されている。一義的には、文化庁と内閣府規制改革室で取り
--	--	--

		<p>扱うべき課題であるが、産業遺産の保全は経済活動と共にあるため、登録を希望する者が、その産業の内容や歴史的意義を理解した上で、容易に申請できる枠組みが重要であると考える。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州・山口近代化遺産群世界遺産登録推進協議会（以下、協議会）において、産業遺産を文化財保護法以外の法体系によって保全を行い、世界遺産に登録するための取り組みが行われている。このため、協議会の提案を受けて、個別の産業遺産（例えば三池港）を対象に文化財保護法以外の法令による保全方策に関する検討を行う。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none">
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 我が国における世界遺産の前提となっている文化財保護法では、産業遺産のように利用・活用され、産業技術の進展とともに、修繕等を行いながら、その機能を維持する必要があるものには適さない。 諸外国では、文化財保護法のみならず、港湾法・鉄道法・都市計画法などの関連を活用して、稼働中の産業遺産の保存管理を行っている。 我が国において、産業遺産の世界遺産認定に向けて実質的な枠組みがないのが実情であり、稼働中の産業遺産とその周辺の区域について、港湾法等の文化庁以外の省庁管轄の法制度を含め、新たな枠組みの構築に向けて検討されるべきである。 九州・山口地域において、稼働中の産業遺産を含む近代化産業遺産群の世界遺産登録を目指す活動が活発に行われており、「国民の声」要望意見も多数あり）、政府として、速やかに検討を行い、早期に結論を出す必要性は大。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産業遺産が世界遺産登録された場合には、その地域の観光客増加を通じた地域活性化が期待できる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 稼働中の産業遺産に関して、世界遺産登録推薦のプロセスを構築することについて、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、国土交通省等関係府省は、文化財保護法以外の法令による保全方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得るべきである。 【平成 22 年度中に検討を開始し、平成 23 年度中できる限り早期に結論】

【地域活性化 2】

事項名	自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保護行政における位置づけの明確化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 重要性を考慮した文化財の指定、選定、登録及び保護は、文化財保護法に基づき、実施される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 近年、国から指定を受けない景観形成や観光開発に重要な役割を果たす文化資源が全国的に失われている状況がある。自治体や地域の視点から様々な文化資源（文化財、文化遺産）をまちづくりのための地域資源として顕在化させ、保護・活用を図るため、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることについて、検討すべきである。 	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための基本方針である「歴史文化基本構想」については、新たに「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（閣議決定）に位置づけることにより、その策定の推進を図る。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度中に策定予定である文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）において「歴史文化基本構想」を位置づけ、周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用について明記する予定。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none">
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画行政や景観行政に比べて地方分権が遅れている文化財保護行政においては、戦前から伝統的な指定を主な手段とするトップダウンの文化財保護施策（少数優品主義）が継続しており、景観形成や観光開発に重要な役割を果たすべき文化財未満の文化遺産が全国で約 10 	

	<p>年の間に2割程度失われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年の文化審議会企画調査会の報告において、保護法の改正により、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることが提案されたが、同時期に国交省・農水省・文化庁の共管による「歴史まちづくり法」が施行されたため、上記調査会報告の趣旨の一部が同法に吸収され、文化財保護行政の地方分権が曖昧なままとなっている。 個々に展開してきた文化財保護行政、景観行政、観光行政、教育行政等を、地域が描く一つの将来目標像に向けて統合的に展開することで魅力的な地域・都市空間の形成と豊かな暮らしの実現、さらに地域間および国家間の交流の推進、地場産業の6次産業化などが期待でき、経済効果は甚大である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国から指定を受けない景観形成や観光開発に重要な役割を果たす文化資源が全国的に失われている状況を踏まえ、自治体や地域の視点から様々な文化資源（文化財、文化遺産）をまちづくりのための地域資源として顕在化させ、保護・活用を図るため、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることについて、検討すべきである。 <p>【平成22年度検討・結論】</p>

【地域活性化 3】

事項名	茅葺き屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法では、防火・準防火地域及び特定行政庁が指定する区域において、屋根は耐火・準耐火構造としなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 22 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統構法を活かした木造建造物によるまちづくりや文化・観光振興の一環として、例えば茅葺き屋根を持つ古民家を復元した宿泊ビジネスを展開しようとした場合、防火地域、準防火地域はもとより建築基準法第 22 条指定区域の屋根は、耐火・準耐火構造としなければならないため不可能となる。周辺エリアにおける防火施設の整備等一定の条件の下に、不燃材以外の材料の使用を可とするなど、検討すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火・準防火地域又は 22 条地域は、地方公共団体が市街地における火災の危険を防ぐために指定している地域であり、地方公共団体が指定を解除すれば、屋根を不燃材料とする規制は適用されない。現に、地方公共団体が 22 条地域の一部について指定を解除し、茅葺き屋根の建築物が建築された事例も存在する。なお、事務局記載の「耐火・準耐火構造」は、「防火上有害な発炎をしないもので、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないもの」が正しい。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の建築基準法の規定により対応可能
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の建築基準法の規定により対応可能

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去にも民間事業者等から同内容での規制改革要望は複数あり。 ・ 文化的価値の高い茅葺き技術の伝統を守るために、観光振興による地域活性化が期待される温泉地等へ、茅葺き屋根による古民家等の宿泊施設をビジネスとして成立させることが必要である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統構法を用いた茅葺き屋根等木造建築物の文化的価値を継承し、地域活性化を図る観点から、建築基準法第 22 条に基づき特定行政庁が指定する区域内の建築物の屋根の構造に係る技術的基準及び区域の指定のあり方等について検討し結論を得た上で、地方公共団体に技術的助言（ガイドライン）を発出すべきである。【平成 23 年度検討・結論】

【地域活性化 4】

<p>事項名</p>	<p>河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川護岸の整備や人道橋の設置は、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画を策定することになっている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法 ・ 海岸法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法上、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画等を策定することとされているが、観光地の雰囲気には合わない大規模な河川護岸等が建設される例が見受けられる。国交省「河川景観の形成と保全の考え方（平成 18 年 10 月）」を踏まえ、景観に配慮した河川護岸や人道橋等の整備に係る住民合意等の手続きについて、観光振興の観点から改めて周知を検討すべきである。 <p>また海岸景観に関しても、既存の「海岸景観ガイドライン」について、併せて周知を検討すべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p>	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「美しい河川景観の形成と保全の考え方」では、河川護岸の整備を含む河川景観の形成について、関係者が情報を共有しながら、様々な段階での合意形成を進める等の取組が行われるよう推進している。また、人道橋等の許可工作物については、治水上必要な諸基準を満たした上で、河川の景観や自然的、社会的環境との調和をそこなわないよう方針として定めているところ。 ・ 「海岸景観形成ガイドライン」は、良好な海岸景観の形成について行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、地域の価値向上を図るための方策を示している。 ・ こうした取り組みが、観光振興にも寄与するも

		<p>の考えている。 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「河川景観の形成と保全の考え方（平成 18 年 10 月）」では、河川護岸の整備を含む河川景観の形成について、関係者が情報を共有しながら、様々な段階での合意形成を進める等の取組が行われるよう推進している。 ・ また、「海岸景観形成ガイドライン」は、良好な海岸景観の形成について行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、地域の価値向上を図るための方策を示している。 ・ こうした取り組みが、観光振興にも寄与するものと考えている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該通知をHPや河川管理者や海岸管理者への会議等を通じて、より一層の周知・徹底を図っていく。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該通知をHPや河川管理者や海岸管理者への会議等を通じて、より一層の周知・徹底を図っていく。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人道橋等の設置も含め、魅力ある観光地づくりを一層推進することが求められており、適時適切に関係者が情報を共有しながら合意形成を進めるため、「河川景観の形成と保全の考え方」等について、周知徹底を図る必要がある。 ・ 現行制度の枠組みにとらわれることなく、人道橋や護岸に係る河川管理施設等構造令に定める技術的基準については、必要に応じた見直しを検討することも重要である。

改革案

- ・地域の魅力を活かした観光振興の観点から、河川景観の形成と保全と治水上必要な諸基準との関係について、国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方（平成 18 年 10 月）」の周知徹底を図るとともに、親水空間の一層の活用の観点から、人道橋や護岸に係る河川管理施設等構造令に定める技術的基準の見直しも含めた検討を行うべきである。【平成 23 年度検討開始】
- ・また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取り組みが適切に行われるよう、併せて周知徹底を検討すべきである。
【平成 23 年度検討・結論】

【地域活性化 5】

<p>事項名</p>	<p>スキー場閉鎖時の課題への対応</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然公園法で定められた原状回復命令等に従い原状回復するか、又は原状回復が著しく困難である場合は、これに代わるべき必要な措置を行わなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法第 15 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務超過状態にある国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然公園法により工作物の撤去や緑化植栽など原状回復が義務付けられており、多額のコストを要するため閉鎖したくてもできない状況下にある。また、原状回復が著しく困難である場合は、同法にて、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨規定がなされているが、具体的な基準は定められていない。原状回復が困難な場合における、関係者の意見聴取の手順・スキーム等について、基準やガイドラインの発出を検討すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園内のスキー場は、国立公園事業施設として、通常の工作物の新築行為等に対する審査や許可を受けず、利用のために必要な施設であることを理由に建設が認められているものである。 ・ これらの施設が利用に供されなくなって以降、原状回復等されずに残置されることは、風致景観への支障が著しく大きく、国立公園としての資質を脅かすものである。また、施設やゲレンデの残置は、地滑りや崩落等により、国民の安全を脅かすおそれもある。従って、スキー場が閉鎖される際には、原状回復等の措置がとられることが必要であるとともに、それらの措置は、施設の設置者が行うことが当然である。 ・ 併せて原状回復が困難な場合の代替措置については、それぞれの施設や周囲の状況等にかん

		がみ個別に検討すべきものであることから、基準やガイドラインを設定することは困難である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のとおり、個別具体の状況によってその対応は多種多様であることから、基準やガイドラインの設定は困難である。 ・ なお、原状回復等の措置の命令は不利益処分にあたることから、弁明の機会の付与の手順・スキーム等については、既に行政手続法において定められている。
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 1 月、長野県「スキー場の今後の展開に関する検討会」において、スキー場の閉鎖・休止時の課題として、同様の問題提起あり。 ・ 債務超過状態にある国立公園のスキー場の淘汰が進むことで、新たな資本の参入による魅力あるスキー場づくりが可能となる。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全の観点から、収支赤字の中、原状回復に係る多額のコスト負担を回避するため止むを得ず存続している国立公園内のスキー場の円滑な閉鎖を可能とするため、稼働状況、経営状況等の実態調査を行った上で、原状回復コストをより長期に亘って負担することを可能とするなど、原状回復義務を弾力的に運用する方策について、検討すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>

【地域活性化6】

<p>事項名</p>	<p>着地型観光に即した各種業規制の見直し① －旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等－</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者に対して交通機関や宿泊施設の手配には旅行業者の登録が必要であり、第3種旅行業登録には営業保証金の供託や旅行業務取扱管理者の配置等行う必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業法第2条、第3条、第6条第1項、第7条第1項、第2項及び第3項等 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者に対する交通機関や宿泊施設の手配には旅行業者の登録が必要であり、営業保証金の供託や旅行業務取扱管理者の選任等の要件が課せられる。着地型観光の高まりを受け、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のニーズ等を踏まえ、着地型観光に即した旅行業規制のあり方について検討する。 ・ 旅行業法では、旅行業者が扱うことのできる宿泊施設について、旅館業法に規定する旅館業に限定していない。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着地型観光へのニーズの高まりやインターネット取引の増加等の旅行を取り巻く環境の変化を踏まえ、着地型旅行はもとより旅行業全般について、時代の変化に即した規制のあり方について検討する。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着地型観光に取り組む地域のNPO法人等団体が、宿泊施設や一般交通機関の手配に加え、体験型プログラムをセットで提供できるようにするためには、第3種旅行者を取得しなければならない。 ・ 地域の限られたリソースで着地型観光を推進する際、現行の第3種は、営業保証金や旅行業務取扱管理者を設置するなど負担が大きい。 ・ なお、旅行業務取扱管理者に係る資格試験の内容は、地域資源を活かした観光振興とは直接関係していないとの声も聞く。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。【平成23年度検討・結論】 ・ 「旅行業法」において、旅行者が扱うことのできる宿泊施設について、旅館業法に規定する旅館業に限定していないことを周知徹底すべきである。【平成23年度措置】 ・ 旅行者が「旅行業法」として扱うことができる宿泊施設に民泊を含めることを検討すべきである。【平成23年度検討・結論】

【地域活性化 7】

<p>事項名</p>	<p>着地型観光に即した各種業規制の見直し② ー道路運送法 自家用有償運送の特例ー</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、道路運送法の許可を有していなければ、有償で観光客の運送を行うことはできない。他方、過疎地域や公共の福祉を確保するためやむを得ない場合などは、許可の例外として、有償運送を認めている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 道路運送法第 78 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農山漁村における各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、有償でツアー客を自家用自動車で運送することは認められていない。地域の各種体験ツアーの送迎に関して、一定の条件の下に、道路運送法の自家用有償旅客運送の特例として有償でツアー客の運送を可能とするなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省成長戦略の規制改革項目及び新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策（平成 22 年 9 月 10 閣議決定）の「日本を元気にする規制改革 100」において、「エコツアー等事業者による参加者輸送など」について、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業の許可を要しない範囲の明確化を図ることとされている。当該明確化を図ることによって、地域のリソースを使いやすくする方策として自家用自動車を活用した無償送迎輸送が実施しやすくなる。 <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、原案の作成を進めているところであり、パブリックコメントを実施の上、当該結果を踏まえて、平成 22 年度中に通達を発出する予定。 <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <ul style="list-style-type: none">

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー利用の場合、ツアー参加者への金銭的負担が増えるため、ツアー事業者の多くは自家用車に乗せ送迎するケースが多い。例えば、自家用車の有償運送の許可要件として、安全性の担保の観点から、二 ・ 種免許の取得の義務化や定期点検済車両に対し認証ステッカーを添付するなど、新たなカテゴリーの創設を検討することも必要である。 ・ ツアー事業者において、旅行者の送迎案内を有償にて対応可とすることで、地域による着地型旅行商品の一層の販売増が期待できる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の各種体験ツアーの送迎に関して、一定の条件の下に、道路運送法の自家用有償旅客運送の特例として有償でツアー客の運送を可能とするなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>

【地域活性化 8】

事項名	酒類の卸売業免許の要件緩和
規制・制度の概要	<p>① 酒類の卸売業免許は営業方法によって基準数量が異なり、洋酒卸売業の場合は、申請する販売場の年平均販売見込数量が、大都市 36kl、大都市以外 24kl となっている。</p> <p>② <u>卸売業免許を取得するためには、人的要件、場所的要件、経営基礎要件に加え、需給調整要件を満たさなければならない。</u></p> <p><根拠法令></p> <p>① 酒税法第 10 条第 10 号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第 2 編第 10 条第 10 号関係 8<洋酒卸売業免許についての取扱い>、</p> <p>② 酒税法第 10 条第 11 号 <u>酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第 2 編第 10 条第 11 号関係 5<全酒類卸売業免許の需給調整要件></u></p>
改革の方向性（当初案）	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物等を原料とする果実酒を販売する農家（製造は県外醸造所に委託）の場合、「小売業免許」は取得が可能であるが、年間販売基準数量が満たないため、国内の酒販店や百貨店等への販売を可能とする「卸売業免許」の取得は困難となっている。地域資源（農産物等）を原料とした酒類販売者に対する「卸売業免許」の要件緩和について、検討すべきである。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国内外を問わず、全酒類卸売業免許の取得を求める事業者は少なくない。</u> ・ <u>全酒類卸売業免許の取得には、人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件を満たすことが必要とされている。</u> ・ <u>このうち、需給調整要件としてその卸売販売地域ごとに免許枠の上限が設定されており、免許枠の上限を上回る場合には、その他の要</u>

	<p>件を満たした場合であっても、原則として全酒類卸売免許が交付されないこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> このため、需給調整要件を大幅に緩和し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、大きな問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討すべきである。また、申請手続きに関しても、免許枠算定に係る透明性の確保、標準処理期間の短縮、提出書類の簡素化など、全般的見直しを検討すべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒税は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっており、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業についても免許制を採用している。 このため、酒類販売業免許については、申請者が一定規模以上の酒類を継続的に販売することが見込まれ、かつ、そのための販売設備や所要資金を有しているなど、十分な経営基盤を有するものであると認められる場合に免許を付与することとしている。 洋酒卸売業免許における年平均販売見込数量の基準については、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかどうかを審査するため設けている。 なお、農家の方が、自ら果実酒の製造免許を取得した場合（果実酒の最低製造数量基準6k1）には、卸売業免許や小売業免許を取得することなく、製造場において、果実酒を国内の酒販店や百貨店等へ販売することが可能である。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒税は、製造者を納税義務者としており、製造

場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっており、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業についても免許制を採用している。このため、人的要件、場所的要件、経営基礎要件のほか、必要な場合には、需給調整要件によって、酒類販売業者の濫立を防止して取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収に不安のないようにする措置は、酒税の保全上、重要である。

- ・ 酒類卸売業免許については、事業形態や取扱酒類の違いによって区分を設けており、輸入酒類や果実酒、ウイスキー等を卸売する場合には、需給調整要件を設定していない輸入酒類卸売業免許や洋酒卸売業免許を取得することが可能であり、海外からの酒類の輸入障壁にはなっていないと考える。
- ・ 他方、全酒類卸売業免許を取得しなければ卸売できない酒類（清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、原料用アルコール）のうち、その数量の太宗を占める清酒・しょうちゅうについては、酒類製造者の大部分が中小・零細企業で占められている（清酒 99.6%・本格しょうちゅう 99.5%）ことから、需給調整要件によって卸売業者の濫立を防止する必要性が高いと考える。
- ・ 需給調整要件を含めた酒類販売業免許の各要件及び申請手続については、いずれも法令や通達ですべて公開している。標準処理期間については、酒類卸売業免許に限らず、小売業免許の申請に対してもすべて2か月以内としており、申請者の人的要件、場所的要件、経営基礎要件の審査に当たり通常要すべき合理的な範囲であると考えられる。提出書類についても、これらの各要件を効率的に審査するため、最低限必要な書類を求めているところである。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一律に、年平均販売見込数量の要件を廃止又は緩和する場合、卸売業者が酒税の納税者たる製造者との直接の取引関係にあることから、製造者の経営に影響を及ぼすおそれがあり、酒税法の目的である酒税の確実な徴収が図られなくなる。 ・ なお、個別に具体的な事業計画等の内容を把握して、酒税の保全上、大きな問題がないと認められる場合には、年平均販売見込数量の要件を満たさないときであっても、税務署長が国税局長に上申の上で免許を付与することが可能となっている。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>我が国の酒類市場では、輸入酒類を含めた多種多様な商品が販売されている。価格についても、低価格志向のニーズを捉えた商品を含め、多様な価格帯の商品が販売されており、全酒類卸売業免許に係る需給調整要件が消費者利益を妨げているとは考えていない。</u> ・ <u>近年、酒類の国内販売（消費）数量は減少しており（最近 10 年間で約 1 割減少）、市場規模が縮小している。また、酒類小売業免許の規制緩和によって、我が国の酒類販売市場には大きな販売力を持つ組織小売業が参入してきている。こうした中で、大手卸売業者は経営統合等の組織再編を進めており、その結果として中小・零細業者の転廃業が進み、全酒類卸売業免許の販売場数は年々減少している（最近 10 年間で約 3 割減少）。</u> ・ <u>我が国の酒類市場は、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、国内消費数量が中長期的に減少することが見込まれており、また、酒類卸売業者が組織再編を進めている状況において、全酒類</u>

		<p><u>卸売業免許に係る需給調整要件の緩和を行うことについては、中小・零細卸売業者の経営に与える影響を含め、慎重に検討する必要がある。</u></p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原料供給及び製造数量の観点からも、法制度に基づき規定された年間の平均販売見込数量基準は大きすぎるのではないかと</u>の声を聞く。 (例：果実酒における最低製造数量基準は 6 キロリットル) ・ <u>都道府県の地域資源に認定されている農産物等を原料とした果実酒等は、一層の販売増による地域振興や地域活性化への期待が大きく見込まれることから、年平均販売見込数量基準の緩和による、卸売業免許の交付可能な事業者の枠を広げる意義は大きい。</u> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国内外を問わず、全酒類卸売業免許の取得を求め事業者は少なくないが、需給調整要件のために当該免許を取得できない事業者が存在する。</u> ・ <u>需給調整要件の緩和により、酒類卸売市場に対する新規企業の参入を促すことで、当該市場の活性化が見込まれる。</u> ・ <u>また、酒類小売業免許の取得に係る需給調整要件については既に大幅な緩和がなされており、全酒類卸売業免許に限って厳しい需給調整要件を課す合理性は乏しいものと考えられる。</u> ・ <u>このため、全酒類卸売業免許の取得に係る需給調整要件の大幅な緩和を検討すべきである。</u>

<p>改革案</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒税の保全上大きな問題を生じさせないことを前提として、地域資源（農産物等）を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の見直しを行うことを検討すべきである。 【平成 23 年度検討・結論】 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>需給調整要件を大幅に緩和（免許枠上限の撤廃、大幅な緩和等）し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、大きな問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じること</u> <u>を検討すべきである。</u> <p><u>また、申請手続きに関しても、免許枠算定に係る透明性の確保、標準処理期間の短縮、提出書類の簡素化など、全般的見直しを検討すべき</u> <u>である。【平成 23 年度検討・結論】</u></p>
------------	---

【地域活性化 9】

<p>事項名</p>	<p>道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合、道路使用・占有許可を取得する必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法第 77 条第 1 項及び第 2 項
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事やイベント等を開催する場合、道路使用許可等を取得する必要がある、特に物品販売を伴うものについては、許可の取得が進まないことが多い。各種イベントの開催において、道路使用許可等が取得しやすくなるよう、一層の弾力的な運用を図るとともに、申請手続についても簡素化を図るべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合については、地域の活性化や都市における賑わい創出の観点を考慮し、道路占用許可として「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱い」（平成 17 年道路局長通達）において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの支援を図っている。 ・ また、路上イベントの実施に伴い、道路占用許可及び道路使用許可の両方が必要な場合には、申請者手続きの簡素化を図るため、道路占用許可申請書の提出は所轄警察署長を、道路使用許可申請書の提出は道路管理者を経由して、それぞれ行うことができるよう窓口の一本化を図っている。 <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化等を目的とするイベント等を道路上で行おうとする道路使用許可については、平成 16 年 3 月 18 日付けで「イベントに伴う道

		<p>路使用許可の取扱いについて」(通達)を発出してイベント等に係る許可手続の円滑化のための措置等を示してこれを推進するとともに、平成17年3月17日付けで「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」(通達)を発出して許可申請手続の一層の簡素合理化を図っているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これに加えて、民間事業者等による経済活動を伴う場合については、平成17年3月17日付け「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」(通達)を発出し、当該経済活動の目的、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案して判断すべきことを示すことにより、地域の合意に基づいて、街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことも可能となる措置を講じている。 ・ なお、こうした取組みを進めている現段階において更なる検討が必要とされるのであれば、道路で行われるイベント等は、その開催場所、開催時間、開催形態等により交通の妨害となる程度が千差万別であることから、具体的に、どのようなイベント等の開催について、どのような支障が生じており、それが道路使用許可手続の運用に起因するものであるかどうかについて、まず明らかにされる必要がある。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の声として、イベント等に伴う道路使用許可及び占用許可に係る警察庁及び国土交通省の通達により、一定の効果があったとの認識がある一方、地域による対応のバラツキや担当者による対応の違いなど、更なる改善を求める声

	<p>は少なくない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で開催する各種イベントは、地域のにぎわいを創出するために非常に重要であることから、不断の見直しは必要である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントを開催する場合、道路使用及び占有許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占有許可の取扱いに係る通達について、周知徹底を行うとともに、国と地方公共団体の申請様式の統一化、物品販売のための露店出店に係る手続きの一元化、合意形成過程における協議プロセスの合理化など、申請手続きの簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>

【地域活性化 10】

事項名	アーケードに添架する装飾等の運用の緩和
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は占有許可を取得する必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 32 条、建築基準法第 44 条、建築基準法施行令第 145 条
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は占有許可を取得する必要があるが、建築基準法違反の疑いがあるとして、許可の取得が進まないことが多い。各種イベントの装飾等をアーケード内に適切に展示できるよう、技術的助言（ガイドライン）の発出など検討すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>（国土交通省、総務省（消防庁））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アーケードは建築基準法第 44 条の許可を受けて建築されたものであることから、装飾等によって、安全性の低下がないようにすることが必要。その際、安全性を確認した上で、装飾等の添架を含めて許可を取得することが可能であり、許可の範囲内で装飾等の添架を行うことが可能。 ・ 地域の活性化や都市における賑わい創出のための路上イベントに伴う、道路占有については「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占有の取り扱い」（平成 17 年道路局長通達）において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの支援を図っている。 <p>（警察庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アーケードの取扱について」（昭和 30 年 2 月 1 日付け国消発第 72 号・建設省発住第 5 号・発備第 2 号）については、アーケードの設置等に関する警察の対応も含まれる通達であったため現在の消防庁・国土交通省・警察庁の連名となっているが、道路占有許可は道路法（国土

		<p>交通省所管) に基づく道路管理者の権限であり、建築基準法は国土交通省が所管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、建築基準法に関しガイドラインの発出等を検討するものであり、いずれにしても警察庁が対応するものではない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来アーケードは飾り付け等をするものではなく、構造上、附設物の設置は想定していないとの考え方が前提にあるため、地方公共団体は、原則、既存の添架物以外は認めない方向にある。 ・ 例えば、期間限定でのアーケード天井のバトンをつなぐイルミネーション（天の川）の設置などは、アーケードの構造変更に相当すると整理され、安全上の観点から、アーケード連絡協議会にかけなければならないとの理由で、許可取得が進まない。 ・ また、臨時的に九州新幹線開通へ向けて歓迎用の垂れ幕を設置しようとしたところ、新たな添架物の設置は構造上、また景観上問題があるとして、回答留保のままとなっている。 ・ 地域で開催する各種イベントは、地域のにぎわいを創出するために非常に重要であることから、不断の見直しは必要である。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言（ガイドライン）を発出すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論・措置】</p>

【地域活性化 11】

<p>事項名</p>	<p>商店街振興組合の設立要件の見直し —産業分類要件の緩和—</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街振興組合を設立するには、小売商業及びサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接している地域であって、その地域内の小売商業またはサービス業に属する事業を営む者等のうち、3分の2以上が組合員となり、かつ総組合員の2分の1以上が小売商業またはサービス業に属する事業を営む者であることが要件となっている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街振興組合法第6条 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都心部においては、当初、商店街設立における小売商業及びサービス業に属する事業者数要件を満たしていたとしても、一部の事業者による不動産業への業種転換により、産業分類要件を満たさなくなることがある。地域内の産業分類による割合については、店舗の所有と使用に分けて基準を設定することについて、検討すべきである。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街振興組合法は、店舗の所有、使用にかかわらず、商店街において実際に小売商業又はサービス業に属する事業を営んでいる中小企業者がどうかを認定基準としており、実際にこれらの事業を営んでいる中小企業者を対象として組織化し、商店街の活性化を図ろうとするものである。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上（上記規制改革の方向性への考え方）

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街組合振興法は、地域の環境の整備改善を図るために必要な組織等について定めたものであるが、産業分類要件としては、小売業及びサービス業に限定されている。 ・ 都市部においては、近年の経営者の高齢化、後継者難等により、自ら営業していた店舗を第三者に賃貸し、不動産賃貸業の店舗オーナーとして、商店街振興に携わる事例が増えている。 ・ このような場合は、業種転換した後も、商店街振興組合の一員として、地域貢献活動が十分に担えることから、地域の商店街振興上、特段の支障がなければ、実態に即した法改正等、産業分類要件を見直すことが必要である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街振興組合の設立に係る組合員の事業構成要件について、小売商業及びサービス業のみならず、それらに対し不動産賃貸を行う事業者を含めることについて検討し、結論を得るべきである。【平成 23 年度検討・結論】

【地域活性化 12】

<p>事項名</p>	<p>中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定、平成 21 年 4 月 24 日最終改正） （参考） ・ 市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和 49 年 6 月 5 日付け建設省都再発第 77 号） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画に関わる都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、市町村が計画期間（おおむね 5 年以内を目安）を含む基本計画を策定し、当該計画が認定されていれば再開発事業補助の割増が適用されるにもかかわらず、5 年以内の事業完了は現実的には困難であることが多い。都道府県知事の市街地再開発組合の設立が認可された際には、計画期間を延長することを検討すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>（内閣府 地域活性化推進室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画に基づく中心市街地活性化の取組は、認定から一定期間が経過した後に、中心市街地の現状や事業の実施状況等について把握・検証することが必要と考えております。このため、計画期間としておおむね 5 年以内を目安に市町村が設定することとしております。 ・ 新たな計画期間を加えて、改めて計画認定を受けることは、現在においても法制度上認められております。 ・ なお、市街地再開発事業の割増制度における適用の可否につきましては所管省庁の判断になります。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな計画期間を加えて、改めて計画認定を受けることは、現在においても法制度上認められております。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画に関わる都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、市町村が計画期間（おおむね5年以内を目安）を含む基本計画を策定し、当該計画が認定されていれば再開発事業補助の割増が適用されるにもかかわらず、5年以内の事業完了は現実的には困難であることが多いため、必要な見直しを検討する必要がある。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画に関する都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、事業が長期にわたるものが多い実態に鑑み、当初から5年を超える期間にて策定されている場合、当初計画と再認定計画の間に隙間が生じないように、円滑に再認定を行うことについて、検討すべきである。 <p>【平成23年度検討・結論】</p>

【地域活性化 13】

<p>事項名</p>	<p>大規模集客施設の郊外立地抑制について</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、延べ床面積が1万平方メートルを超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場などの大規模集客施設の郊外部への出店は制限されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「まちづくり三法」にかかわらず、優良農地の転用等により大規模集客施設が郊外に立地されることで、都市郊外のスプロール化と中心市街地の空洞化が進み、規制強化の声が一部の地域で高まりつつある。本格的な高齢化社会の到来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼす大規模集客施設の郊外立地のあり方について、実態調査を行うべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年のまちづくり3法は、広域にわたり都市構造やインフラに大きな影響を与えるような大規模な集客施設の適正な立地を誘導するため都市計画法等を改正したもの。 ・ これらの制度の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断に基づいて、用途地域の変更、特定用途制限地域、特別用途地区、開発整備促進区等の指定、準都市計画区域制度の活用等により、大規模集客施設の立地等をコントロールすることが可能である。 ・ なお、まちづくり3法改正を踏まえた都市計画制度の活用状況については調査・把握しているところであり、今後とも必要な実態把握に努めて参りたい。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の通り現行制度で対応可能。

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「まちづくり3法」にかかわらず、優良農地の転用等により大規模集客施設が郊外に立地されることで、都市郊外のスプロール化と中心市街地の空洞化が進み、規制強化の声が一部の地域で高まりつつある。本格的な高齢化社会の到来を受け、コンパクトシティ推進に影響を及ぼす大規模集客施設の郊外立地のあり方について、実態調査を行う必要がある。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年の「まちづくり3法」に基づく都市計画に係る変更等が大規模集客施設の立地に与えた影響や、自治体による農地転用許可が大規模集客施設の立地に与えた影響など、大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行い、調査結果を公表すべきである。 【平成23年度措置】

【地域活性化 14】

事項名	観光目的の船舶（20t 以上）の検査および設備の設置要件の緩和	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の安全航行の確保のため行われる船舶検査は、遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶であっても、重量が 20t 以上となる場合は、船舶安全法に基づく国の検査基準に基づき、実施される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶安全法第 2 条～第 5 条、第 7 条ノ 2、第 9 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の検査および設備の設置要件は、船舶安全法の船舶重量を基準に区分されているため、遊覧船や屋形船等の観光を目的とした船舶は、実際の航行区域や航行時間に比し検査項目が多く設備の設置要件も厳しくなっている。船舶重量を基準に区分するのではなく、航行区域や利用方法等を基準に区分することについて、検討すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 既に、船舶の安全性を確保するための構造・設備基準は、総トン数だけではなく、航行区域や定員等利用方法に応じて設定されている。 なお、船舶の検査は、それぞれの船舶の構造・設備等が基準に適合するかどうかを判断するため、必要な検査項目について実施している。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none">
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none">
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 近年の外国人旅行者の増加を受け、ゆったりくつろげる一回り大きな客室空間の建造ニーズが高まっている。 遊覧船や屋形舟において、20 t 以上の場合は、船舶安全法に基づく国の検査を受けるものと 	

	<p>されているが、航行区域が平水区域に限られる場合には、極めて海岸に近い区域のみでの航行が想定される 20 t 未満を対象とする日本小型船舶機構による検査で十分対応が可能と考える。</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 t 以上の遊覧船や屋形舟において、航行区域が平水区域に限定される場合には、日本小型船舶機構による検査でも対応可とすることについて、検討すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>

【地域活性化 15】

<p>事項名</p>	<p>旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船事業における新たな航路申請の基準として、年間3回以上は許可、3回未満は届出となっている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上運送法第3条、第20条第2項
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客船により人の運送を行う者のうち、一定の航路に新たに就航させて人の運送を行う場合、年間3回未満（3日間以内）に限り「届出」にて対応可能であるが、期間を超える場合は「許可」を得る必要がある。観光振興等のため、回数を限った新たな航路を設定するケースの増加が見込まれることから、航路申請における届出範囲の拡大など弾力的運用を行うことについて、検討すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行、旅客船（旅客定員13人以上）による人の運送をする事業については、①一般旅客定期航路事業等の、一定の航路に就航し運送を行う事業と、②それ以外の「人の運送をする不定期航路事業」に区分され、一般旅客定期航路事業（以下「定期航路事業」）については、高い公共性から、その事業の適性等を確認するため許可制とし、人の運送をする不定期航路事業は届出制としている。 ・ この点で、一定の航路に該当するか否かについて、航路就航としての反復性・定型性が認められるかという観点から、年間3日以内の運航（運航回数制限なし）であれば、一定の航路に該当しない（即ち、定期航路事業等には該当しない）ものとして扱うという一部柔軟な取扱いをしているところである。 ・ 定期航路事業については、定時運航を行い主として生活交通を担うことから公共性が高く、利用者利便を確保する必要から事業者に運航の

		<p>確保等を義務づける一方で、適正な事業環境下での安定的・継続的な航路運営をはかる必要があり、平成12年の海上運送法の改正法審議の際にクリームスキミングの防止について附帯決議されたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このように、航路を定めての運航に関する届出範囲の拡大（年間運航日数の増加等）は、旅客の多寡に関わらず予め定められた日程表に従って継続的に運航を行う責務を有する定期航路事業が競争上不利な立場におかれるという不公平な条件下での競争を生みかねず、観光振興等を目的としている場合でも、一定の航路就航としての反復性・定型性が認められる以上は、あくまでも、定期航路事業に該当するものである。また、許可事業であれ届出事業であれ、全ての人の運送をする事業については、事業参入審査以外にも安全規制及び利用者保護規制がかかるという点は、許可から仮に届出に移行しても同じである点にも留意が必要である。 ・ 他方、現行制度においても、下記に述べる一般旅客定期航路事業者が行う臨時便運航などによっても観光振興等の需要に対応することは可能だと考えており、また、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、観光圏整備実施計画に従う運航回数増加等を実施する場合は、海上運送法に基づく一般旅客定期航路事業者の船舶運航計画の変更の届出又は認可に代えて、簡易な届出で足りるなどの簡便化を図っているところ。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度でも、一般旅客定期航路事業者が行う臨時便運航、旅客不定期航路事業の貸切運送（旅行代理店の主催旅行）、人の運送をする不定期航路事業としての年間3日以内の乗合運送は行える。

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航路申請における許可取得には、煩雑な申請手続きに加え、標準処理期間として2か月程度要するため、顧客ニーズに応じた柔軟な航路変更に対応することができない。 ・ 基本となる航路に対して、一定エリア内における就航先変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れることで、水辺の観光需要の掘り起こしが可能。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、弾力的運用を行うことについて、検討すべきである。 【平成23年度検討開始】

【地域活性化 16】

事項名	中小企業の資金調達の多様化に資する方策の検討 －私募債制度の整備・拡充－	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数の縁故者に対して直接募集する私募債は、社債の引受けを勧誘する相手の人数が 50 人未満に限定されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法第 2 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、社債発行という形で広く地域住民から直接調達をしようとする、現行の金融商品取引法においては公募扱いとなり（50 人以上の場合）様々な制約が生じる。そこで、地域コミュニティの発展に資する中小企業の資金調達のうち投資家を地域住民に限定するなど、一定の条件を満たすものについては私募債となるよう、制度の見直しについて検討すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ その相手方が地域住民であっても、50 名以上の多数の者に勧誘が行われる場合、投資者である地域住民は投資判断に必要な情報を得ないまま投資することとなり、投資者保護上問題であると考えられる。 ・ なお、現行制度においても、適格機関投資家に該当する地域住民のみを対象とする場合には、50 名以上の者に対する社債の取得勧誘であっても、当該社債に転売制限（適格機関投資家以外の者への譲渡禁止）を付すこと等により、いわゆる私募債の発行は可能であると考えられる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社債の勧誘の相手方が地域住民であっても、50 名以上の多数の者に勧誘が行われる場合、投資者である地域住民は投資判断に必要な情報を得ないまま投資することとなり、投資者保護上問題であると考えられる。

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中小企業にとって、地域住民の有する貯蓄は、貴重な経営資源となるにもかかわらず、社債発行という形で広く地域住民から直接調達をしようとする、現行の金融商品取引法においては公募扱いとなり（50人以上の場合）様々な制約が生じる。そこで、地域コミュニティの発展に資する中小企業の資金調達のうち投資家を地域住民に限定するなど、一定の条件を満たすものについては私募債となるよう、制度を見直す必要がある。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用し、地域コミュニティを支える中小・中堅企業の事業の継続・発展を図る観点から、域内資金循環に資する社債等の直接金融の制度のあり方について、金融庁は経済産業省と連携して検討し、結論を得るべきである。 【平成 23 年度検討・結論】

【地域活性化 17】

事項名	中小企業の事業承継に係る方策の検討
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業が廃業するケースにおいて、現在、その四分の一が後継者不足によるものとされ、親族外への事業承継を行う際の継続的な資金調達等、様々な課題がある。中小企業の雇用や技術の喪失を防止する観点から、事業承継を円滑に進めることは重要であり、金融支援策の拡充等、検討すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>（経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく支援（民法特例、金融支援、税制措置）及び事業承継制度の普及啓発等による中小企業の事業承継の総合的な支援を、引き続き実施する。
	<p>【対応可能性のある場合】</p> <p>見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】</p> <p>要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の事業承継難による廃業は、地域経済だけではなく、日本経済全体へも大きな損失である。血縁に適当な後継者がいない場合、社員等への事業承継は銀行等の個人保証及び株式取得がネックになっていることが多い。経営者の高齢化により世帯交代期を迎えている現在、中小企業の円滑な事業承継を進めるための環境整備を進める必要がある。
改革案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の親族外事業承継について、経営者の個人保証の承継及び株式の取得に係るものを

	<p>含め、資金調達等に係る課題について実態調査を行った上で、必要な方策について検討し、結論を得るべきである。</p>
--	---

【平成 23 年度検討・結論】

【地域活性化 18】

<p>事項名</p>	<p>大気汚染及び水質汚濁の原因となりうる特定工場の立地段階に必要な手続きの迅速化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染の原因となりうる施設を更新する場合には、都道府県知事に対し更新の届け出を行い、法令上、届け出から 60 日を経過後でなければ着工することができない。 また、水質汚濁の原因となりうる施設においても同様の届け出を行った後、60 日後でなければ着工することができない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法第 10 条第 1 項、第 17 条の 9、第 18 条の 9 ・ 水質汚濁防止法第 9 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、地域の社会生活に影響を及ぼす原因となりうる施設を更新する場合、都道府県知事等に対し更新の届け出を行った後、法令上 60 日経過後でないとは着工することができない。グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60 日の審査期間を半減し、かつ地方公共団体等に対し可能な限り迅速な対応の義務付けを行うなど検討すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法第 10 条第 2 項及び水質汚濁防止法第 9 条第 2 項において、「都道府県知事は、（中略）届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、（中略）期間を短縮することができる」こととされており、必ずしも届出受理後 60 日経過した後でなければ設置工事等に着工できないとしているものではない。また、都道府県に対し適切な内容の設置等の届出を行った者について実施制限期間の短縮措置を講じるよう通知しており、そのような運用がなされていることから、規制改革について検討する必要はないと考える。
<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ばい煙発生施設等又は特定施設の設置等の届出があった場合、都道府県知事はその内容が排出基準又は排水基準に適合しない等の要件に該当すると認めるときは、届出受理の日から60日以内に計画変更命令等を出すことにより大気汚染又は水質汚濁の未然防止を図っており、当該届出内容の審査には60日程度の期間を要する事案も存在することから60日の実施制限期間は半減することは不可能。仮に、60日の実施制限期間のみを半減した場合、届出した事業者が届出内容の審査終了前に設置工事等に着手し、その後に計画変更命令等を受けることとなることが想定され、事業者負担が重くなるため適当ではない。 ・ このため、現行法に基づき、都道府県知事が個別の届出内容に応じて実施制限期間の短縮を行うことが適当である。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の産業競争力強化のためには、投資判断を行ってから、できる限り迅速に工場施設等の立地が実現できるよう事業環境を整備することが重要であるため、審査期間及び設置制限期間の短縮の意義は大きい。 ・ 法令上事業者は、届出受理の日から60日間はその届出に係る特定施設等の設置や構造等の変更を行うことができない。その届出特定施設の規模・種類は様々であるところ、審査に要するであろう期間が最大60日間の根拠は不明確であるばかりか、多くの場合、30日以内で都道府県の審査が終えられると聞く。 ・ 経済のグローバル化等により、競争が激化している現在の事業環境において、60日間という期間は、非常に大きな事業機会の損失を生みかねず、「事業者の拘束期間の妥当性」について、再考する必要がある。 ・ また、都道府県に対して、運用上、期間短縮措置を講じることができる旨通知されているが、

	<p>適切な運用がなされているとは言えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、審査が滞りなく行われ、事業者・行政双方のコストが削減されるよう、届出にあたり、事前に事業者と積極的に相談を行える体制の整備に努めるよう指導するとともに、都道府県での審査事例を収集し展開するなど、可能な限り迅速な対応が行えるよう、必要な方策を検討する必要がある。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業にとって、工場立地におけるコストとなる投資判断から操業までのリードタイムが短縮され、国内における事業環境の整備が一層促進される。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を半減した上で、事業者との相談体制の整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応を行えるよう必要な方策を講じるべきである。 【平成23年度措置】

【地域活性化 19】

<p>事項名</p>	<p>工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定のあり方</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存工場を建て替えする場合、敷地内に緑地面積規制を充足するために必要な緑地等を確保しなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場立地法第4条の2第1項、同条第2項 ・ 工場立地法施行規則第3条 ・ 工場立地に関する準則第2条、備考 (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号) ・ 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準 (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号) ・ 緑地面積率等に関する 同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準 (平成19年6月25日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)
<p>改革の方向性 (当初案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存工場の建て替え計画時、緑地面積率が法令等で定める基準値に満たないために設備計画の見直しや海外移転に切り替えるケースが少なくない。急速な円高による国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、以下の諸課題に係る緑地面積率規定のあり方について、検討すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ①飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大 ②緑化のための植栽規定の見直し ③地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策
<p>担当府省</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも本法による規制措置は、緑地整備を義務付けること等により、工場と周辺地域との調和を実現し、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われることを目的として行われている

		<p>もの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こうした本法の規制に対し、建て替え等の設備投資の障害となるとの視点等から、規制改革を求める企業の声があることは承知しており、当省としては、こうした声に応えるため、今後産業構造審議会において、緑地面積規制のあり方について検討を開始する予定。 ・ 今般御指摘いただいた論点も含め、上述の産業構造審議会において検討を行い、本法の趣旨・目的を実現する観点とのバランスも考慮しつつ、企業の負担軽減につながり得る規制改革を実現するべく検討を行いたい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、産業構造審議会において規制改革の検討を開始予定。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場立地法による緑地面積の確保等に係る規制改革要望は、逐次、所要の措置を講じるべく検討が進められているところではあるが、依然産業界からは見直し要望が後を絶たない ・ 例えば、壁面緑地は、高さ1mまで、また屋上緑化は、敷地面積の5%（緑地面積の25%）までしか緑地面積として算入することができない。合理的根拠がないのであれば、弾力的運用を認めるべきである。 ・ また、植栽規定に関しては、高木であれば苗木（幼木）でも可となっているものの、自治体の条例等により、苗木（幼木）は一律不可とする上乗せ規制が策定されているケースがある。成長した樹木の移植は割高で、かつ枯死のリスクも少なくないことから、植林する苗木の本数を割り増しするなど条件を課した上で、苗木から育てることも可能とするなど、弾力的運用を行うことについて、地方公共団体に通知すべきで

	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも、「地域準則」により、地域の実情に応じて、都道府県及び政令市は独自に、国が定める範囲内において緑地面積率の上限を10%まで下げることが可能となっているが、これは一部の地域でしか策定されていない。また、地方においては、周辺環境として、既に緑地に囲まれており、こうした状況の中、一律の規制を課すことは合理的根拠に欠ける等、見直しを求める声は少なくない。「地域準則」を積極的に活用させる方策を検討すべきである。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急速な円高による国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大、緑化のための植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定のあり方について、検討すべきである。 <p>【平成23年度検討・結論】</p>

【地域活性化 20】

<p>事項名</p>	<p>地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し</p>	
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法上の移送取扱所に該当する配管については、事業所の種類・内外を問わず、配管の周囲に一定距離の空地を設けなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第 10 条 4 項 ・ 危険物の規制に関する政令第 18 条の 2 第 1 項 ・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号 	
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合に消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの問題が生じている。防災施設の設置等保安上必要な措置が講じられていることを条件に規制を緩和することが適当であり、「危険物の規制に関する規則」で規定する「保安上必要な措置」について、解釈を明確化すべきである。 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナート等特別防災区域は、大量の高圧ガス、石油等の貯蔵、取扱又は処理を行う事業所が所在する区域であって、それ以外の区域よりも災害の発生及び拡大の可能性が高い。空地は、消火活動の円滑な実施と延焼防止を図るために必要なものであり、適切な保安上の措置を講ずることなく緩和することは適当でない。なお、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置についての解釈については、明確化する予定である。
	<p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置とは、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危

		<p> 險物の流出拡散を防止することができる防火上有効なへい等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置する等により消火活動が円滑に行えるとともに十分な延焼防止措置が講じられている場合が該当するものであり、可能な限り速やかにこの旨を通知等により明確化する予定である。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、石油コンビナート等災害防止法第2条第10号における特定防災施設等（流出油防止堤、消火用屋外給水設備及び非常通報設備）の設置をもって空地をなくした場合、消火活動に重大な障害をもたらすとともに、周辺施設への延焼危険性が高まってしまう危険性があり、適切ではない。
	<p> 【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 </p>	
<p> 改革事項に対する基本的考え方 </p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナートは、大規模かつ複雑な製造施設や貯蔵施設を有し、取り扱う物質も多種多様にわたることから、災害の発生リスクを最小限に抑え消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法及び石油コンビナート等災害防止法のいわゆる「コンビナート保安四法」に基づく保安規制の遵守が義務付けられている。 ・ こうした中、安全性の確保を前提としつつも、海外との競争力を低下させることがないよう、規制の見直しを図る必要性は大きい。 ・ 例えば、地域のコンビナートにおいて、近隣の事業所同士を配管で接続しようとした場合には、消防法上の移送取扱所があるケースでは、事業所の種類・内外を問わず配管の周囲に一定距離の空地を設け敷設せざるを得なくなるため、迂回に伴う圧力損失や熱損失による省エネ効果が低減するなどの課題が生じているが、これらコンビナートの事業所は石油コンビナート等災

	<p>害防止法などに基づき災害の発生及び拡大の防止のための一定の措置が既に講じられていることを踏まえ、安全性を確保しつつも、事業所ごとの実態に合わせて必要な空地进行を減ずることができる等（空地进行を不要とすることを含む。）の、規制緩和をすることが適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、これらを踏まえ、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の「ただし書き」における保安上必要な措置については、水密構造で両端を閉塞した防護構造物又は危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効なへいと一律に規定するのではなく、過度な措置を義務づけることがないよう、事業所の実態に合わせた対応が可能となるようにすることが適当と考える。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の事業所間を配管で接続する場合、空地进行を設けて設置せざるを得ないため、省エネ効果の低減等、課題が生じているが、これら事業所は石油コンビナート等災害防止法などに基づき災害の発生及び拡大の防止のための一定の措置が既に講じられていることを踏まえ、事業所間を接続する配管のうち、当該事業所内の部分については、事業所ごとの実態に合わせて必要な空地进行を減ずることができる（空地进行を不要とすることを含む。）等の規制緩和を行うべきである。また、危険物の規制に関する規則第 28 条の 16 第 3 号の保安上必要な措置の明確化にあたっては、一律に過度な措置を義務づけることなく、事業所の実態に合わせた対応が可能となるよう措置すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>

【地域活性化 21】

事項名	PPP/PFI制度の積極的な活用	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の建設、運営等を民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とするPFIは、PFI法に基づき、実施される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、PFIを活用する範囲は小規模・ハコモノが主流となっているばかりか、PFIに係る法制度は、仕組みや手続き、リスク分担等が不明確であることから、民間事業者が取り組み難い状況にある。民間事業者の参入・投資の促進やインフラ整備事業の活用に資する以下の諸課題について、更に検討を進めるべきである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し ② SPC株式譲渡自由の許容 ③ 公物管理権の民間開放 ④ 民間による官の人材の活用制度の創設 ⑤ PFI事業者として投資法人等導管体の選定 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ol style="list-style-type: none"> ① 多段階選抜・競争的対話方式が現行入札制度に適應するかについて対応検討 ② SPCの株式の譲渡について対応検討 ③ 公物管理権の民間への部分開放について対応検討 ④ 公務員の民間への出向の円滑化について対応検討 ⑤ 担当外
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 多段階選抜・競争的対話方式が現行入札制度に適應するかについて検討中 ② SPCの株式の譲渡について検討中 ③ 公物管理権の民間への部分開放について検討中

		④ 公務員の民間への出向の円滑化について 検討中
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等	⑤ 投資法人等導管体がPFI事業を実施してよ いかは、「投資信託及び投資法人に関する法律」 「資産の流動化に関する法律」（金融庁所管） において規定されるものであり、当室は担当外
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI制度の一層の活用を図る観点から、大規模災害発生時における政府の資産買取り等、民間へのリスク移転の最適化も含め、民間事業者への参入のインセンティブを十分に確保することが必要である。 ・ 株式譲渡が原則禁止されているため、ゼネコン等PFI特別会社に対して、事業終了時まで出資の維持を要求するなど負担を強いている現状を鑑み、投資家からの資金受け入れが可能となるよう特別目的会社の株式譲渡の弾力化を図る必要がある。 ・ 他方、インフラ（道路、港湾等）の一部及び全部に関して、建設・更新・運営などを含めた多様な委託や投資に対するリターンの確保を可能とする仕組みを整備することも必要である。 ・ さらに、民間企業が公共インフラの運営を実施するために、ノウハウを有する官人材を活用可とする環境の整備を行うことや、公的不動産及びインフラ施設等の整備に民間資金を活用可能とするために、PFI事業会社に投資法人や特定目的会社等を選定することについて、検討すべきである。

改革案

- ・ P F I 制度の一層の活用を図る観点から、民間事業者の参入を促進する入札制度の見直し、 S P C 株式譲渡自由の許容、公物管理権の民間開放、民間による官の人材の活用制度の創設について、検討すべきである。【平成 22 年度検討・結論】
- ・ また、社会的に有用性の高いインフラ施設等の整備に、「志ある投資家」による個人資金の活用を図る観点から、現在「コンソーシアムの構成企業等が出資により新たに株式会社を設立し、これが選定事業者となること」を仮定して記載されている「契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項についてー」について、投資法人や特定目的会社等を選定事業者とすることを仮定した記載を追加することを検討し、結論を得るべきである。【平成 23 年度検討・結論】

【地域活性化 22】

事項名	訪日査証の要件緩和・見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 査証は、外務省設置法及び入国管理法に基づいた内部規定として、事務処理規則を定め、実施される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省設置法第4条13項 出入国管理及び難民認定法第6条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 国際観光客誘致のため、訪日査証の要件を緩和・見直しすべきである。例えば、査証免除国でない中国人が日本に入国する場合、その都度、査証の取得が必要となる。さらに団体観光査証については、日本滞在中に常時2名以上の添乗員の同行が義務付けられている。数次査証の発給（年収25万元以上の観光客）や団体観光査証の要件緩和について、検討すべきである。 <p>注記：その他（人材） No.11「査証の発給基準の明確化」参照</p>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本年7月より、中国人個人観光客への査証発給要件を緩和するなど、状況をふまえ随時見直しを行っている。また、一定の条件に該当する場合には、90日以内の滞在について数次査証を発給している。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> その時々によって外国人の入国・在留状況は変化するため、具体的には未定であるが、その時代の状況に最も適した査証発給条件を設定していく。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 昨年7月に年収25万元以上の観光客について個人観光査証の発給が解禁されたが、1年経て失踪など大きな問題も起きていないことから、 	

	<p>観光客のリピーター促進のために、査証有効期間内であれば何度でも訪日が可能な数次査証の導入が検討されるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の状況としては、韓国は既に数次査証を認めており、国際観光の競争上、劣後することとなる。 ・ さらに、団体観光については、現在、常時2名以上の添乗員の同行が義務付けられていることに加え、あらかじめ決められた内容以外の行動は制限されており、旅行者ニーズに十分に対応できていない。個人の自由行動の制限が緩和されれば、団体観光の利便性と個人観光の趣向の多様性に対応した旅行企画が可能となり、訪日客の更なる増加が期待される。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日外国人観光客の増大
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際観光客誘致のため、中国人について、数次査証の発給（年収25万元以上の観光客）や団体観光査証の要件を緩和するなど、訪日査証のあり方について、検討すべきである。 <p>【平成23年度検討・結論】</p>

【地域活性化 23】

事項名	国際線の入国時の税関検査の簡素化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 運用規則については、以下の法令に基づき定められている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 関税法第 105 条第 1 項第 1 号 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の国際線の入国時税関検査において、免税範囲の超過、または分からない者は「赤」の検査台へ、他方、免税範囲を超えていない者は「緑」の検査台へそれぞれ進み、旅券提示の後、通過することになっている。 <p>後者に対して、入国審査に続き再度旅券を提示し確認するやり方は、諸外国との比較において違和感があるばかりでなく、繁忙期ではスムーズに通過することが困難な状況もあり、費用対効果の観点から見直しを行うべきである。</p>	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国民の安全・安心を確保する上で、税関において、必要に応じて旅券の提示を求めることは、入国旅客に対する適正かつ迅速な通関を行うために必要である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> 国民の安全・安心を確保する上で、覚せい剤等の不正薬物の国内流入を阻止することは極めて重要である。我が国税関は関係機関と連携して不正薬物の国内流入阻止に努めてきたこともあり、我が国は諸外国と比べて薬物犯罪の発生率は極めて低くなっている。 税関においては、入国時の携帯品検査の際に必要なに応じて旅客から旅券の提示を求め、旅券上の氏名等から密輸リスクが高い人物であるか否かの確認を行ったり、渡航実績等を精査することにより検査等の要否の判断を行っている。 近年、航空機旅客による覚せい剤の密輸入事犯の割合が税関の覚せい剤摘発件数の大半を占

		<p>めている中、効果的かつ効率的な密輸取締りを実施するため、旅券の提示を求め渡航実績等を確認することは重要である。こうした厳正な密輸取締りの結果、税関による覚せい剤押収量の国内全押収量に占める割合は9割となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、旅券を確認することにより、密輸するリスクが高い人物に対し重点的な検査を実施する一方、問題のない旅客に対しては迅速な通関を行っており、航空機旅客に対する適正かつ迅速な通関に努めているものである。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光立国を目指す我が国の入国時の税関検査に関して、申告すべき手荷物等がない旅客に対して、免税範囲を超えている旅客等同様、ほぼ一律に旅券提示を求める当該対応は、諸外国との比較において、日本人のみならず日本を訪れるビジネス客及び旅行者の間で違和感を覚える者が少なくないと聞く。 ・ テロの未然防止や密輸阻止の観点から、運用上、必要に応じて旅券提示を求めているとのことであるが、実際のところ、税関検査職員において、密輸するリスクが高い人物と問題のない人物とを確実に見極めることは至難の業であることから、ほとんど全ての旅客に対して旅券提示を求めることで、リスクヘッジしていながら疑念を抱かざるを得ない。 ・ 平成19年7月以降、同じくテロの未然防止や密輸阻止の観点から、日本に入国する全ての旅客に「携帯品・別送品申告書」の提出が義務付けられたこともあり、諸外国との一連の税関検査に係る対応の相違いについて、合理性及び実効性の観点から改めて検証し、その結果を公表する意義は大きいと考える。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国時の一連の税関検査に関して、申請書提出の有無や旅券提示の有無を含め、諸外国の対応状況を調査した上で、改めて、当該税関検査の

	合理性について検証し、結果を公表すべきである。【平成 23 年度措置】
--	-------------------------------------

【地域活性化 24】

<p>事項名</p>	<p>民間事業者によるカジノ運営の解禁</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賭博行為に該当するカジノは、刑法で禁止されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法第 185 条, 第 186 条第 1 項, 第 2 項
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カジノは顧客の射幸心や好奇心を著しくそそる危険性があることなどから、刑法で賭博行為に該当し禁止されている。国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、関係府省の連携の下、検討すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法は法務省の所管法律であり、賭博罪の適用除外に係る法的妥当性について当省で回答することはできない。カジノについては、①様々な負の側面に対する対応策、②国内の公営ギャンブルや他の娯楽産業との調整、③カジノの収益の使途、④特区としての取扱の可否等、検討すべき様々な問題点があることから、内閣府が中心となって関係省庁とともに、慎重に検討を行う必要がある。なお、国際観光産業振興議員連盟（超党派）による「特定複合観光施設区域整備法案」においては、内閣府の外局としてカジノ管理機構を設け、規制制定、認証・許可、監視等の業務を担わせるとともに、内閣府が総合調整にあたることとされている。 <p>(警察庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。カジノの合法化には、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化、地域住民の反対等が懸念され、これらの諸問題が十分に

		<p>考慮される必要がある。</p> <p>※当庁は、カジノの合法化を推進する立場にないが、カジノを実施するための法律案が具体的に検討される場合には、治安上の観点から意見を申し述べる必要があることから、カジノの合法化についての関係省庁として回答するものである。</p> <p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノの実施と密接に関連する周辺の治安対策や観光振興、交通対策による地域づくり等は地方公共団体が担うこと等から、カジノの実施と地方財政との関係について整理する必要がある。いずれにしても、カジノの実施については法制化が必要であり、関係省庁、地方公共団体、社会全体において様々な検討がなされなければならないものと承知。 ・ なお、現在、賭博罪の特例として行われている各種の公営競技については、公営競技施行団体の財政に寄与するほか、地方財政全体に収益金を均てん化する仕組みが構築されている。 <p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法第 185 条及び第 186 条は、日本国内において罪を犯したすべての者について適用される（刑法第 1 条）ものであり、刑法を改正して特定の主体のみを適用除外とすることはできない。そして、カジノを法制化する法律案については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、同法律案が具体化した場合には、同法律案のカジノに係る行為が刑法第 35 条によって違法性が阻却されるか否かという観点から、同法律案について検討することとなる。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノについては、上記の通り、内閣府が中心となって関係省庁とともに、慎重に検討を行う必要がある。 <p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記記載のとおり、カジノの特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの省庁においてカジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。
	<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界的に見て、カジノは魅力的な娯楽性を有する重要な観光資源であるとの共通認識が芽生えつつあり、雇用・税収面で多大な経済効果を生み出すことが可能との意見が多い。 ・ 我が国は、先進国では唯一ともいえるカジノ非合法の国となっており、カジノ合法化の遅れは観光産業の国際競争力を相対的に弱めるとの意見もあるため、関係府省の連携の下、出来るだけ早く、具体的な検討を開始する必要があると考える。
	<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際観光客を誘致する観点から、公営競技等に対して適用除外となっている賭博罪について、民間事業者がいわゆるカジノを運営する場合においても適用除外とする方策について、当面はカジノ利用者を外国人に限定するという方策も含め、関係府省の連携の下、検討すべきである。【平成 23 年度検討開始】